

令和8年5月吉日

保険薬局 御中

地方独立行政法人 長野市民病院 薬剤部

残薬対策の推進に向けた処方箋様式の変更及び 当院への情報提供方法に関するお知らせとお願い

謹啓

貴局におかれましては、平素より当院が発行する院外処方箋に基づく調剤業務ならびに服薬指導を通じて、地域医療の発展と当院患者様の安全な薬物療法に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。


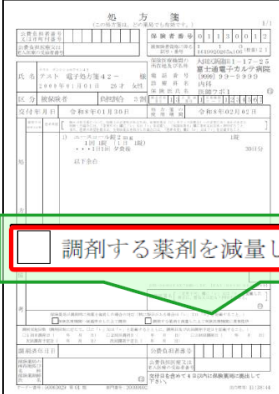
さて、このたび当院では、国の推進する残薬対策のさらなる強化を目的として、処方箋様式の変更を実施することといたしました。貴局におかれましては、処方箋様式の変更に伴いまして、下記の運用をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

— 記 —

1. 処方箋様式の変更について

令和8年6月1日より、診療報酬改定における残薬確認の推進に伴い、処方箋の備考欄へ「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」という選択項目が新設されております。

Before	After
<p>【院外処方箋】</p>  <p><input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供</p> <p>保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応欄は 1：「保険医療機関へ疑義紹介した上で調剤」 2：「保険医療機関へ情報提供」 でした。</p>	<p>※改定施行日（2026年6月1日）以降</p> <p>【院外処方箋】</p>  <p><input type="checkbox"/> 調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供</p> <p>施行日以降、保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応欄が 1：「保険医療機関へ疑義紹介した上で調剤」 2：「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」 になります。</p>

2. 残薬調整時の情報提供（報告）方法について

上記選択項目に基づき、貴局にて残薬を確認し、患者様の同意のもとで減量調剤を行っていただいた際の報告方法について、以下のとおりご対応くださいますようお願い申し上げます。

① 報告に用いる書類	<p>残薬調整専用の用紙（当院書式もしくはそれに準ずる書式であれば使用可）</p> <p>※変更後の調剤日数を必ず記載して下さい。</p> <p>※残薬調整専用の用紙には、残薬調整以外の事項を記載しないようお願い致します。</p> <p>※調整の理由（飲み忘れ、体調変化など）について、可能な限り明記をお願い致します。</p>
② 当院への提出方法	Faxにて上記用紙の送信をお願いいたします。（FAX:026-295-1175）

【本件に関するお問い合わせ先】

地方独立行政法人 長野市民病院 薬剤部 TEL：026-295-1199（代表）